

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	文学部・人文科学研究院	研究 1-1
2.	教育学部・人間環境学研究院	研究 2-1
3.	法学部・法学研究院	研究 3-1
4.	経済学部・経済学研究院	研究 4-1
5.	理学部・理学研究院	研究 5-1
6.	医学部・医学研究院	研究 6-1
7.	歯学部・歯学研究院	研究 7-1
8.	薬学部・薬学研究院	研究 8-1
9.	工学部・工学研究院	研究 9-1
10.	芸術工学部・芸術工学研究院	研究 10-1
11.	農学部・農学研究院	研究 11-1
12.	比較社会文化研究院	研究 12-1
13.	言語文化研究院	研究 13-1
14.	数理学研究院	研究 14-1
15.	システム情報科学研究院	研究 15-1
16.	総合理工学研究院	研究 16-1
17.	生体防御医学研究所	研究 17-1
18.	応用力学研究所	研究 18-1
19.	先導物質化学研究所	研究 19-1
20.	情報基盤研究開発センター	研究 20-1

理学部・理学研究院

I	研究水準	研究 5-2
II	質の向上度	研究 5-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、「Web 科学博物館」や「島原火山都市国際会議」等に見られるようにレベルも高い。研究資金の獲得状況については、リサーチコア研究拠点、研究教育拠点等、大学・学部を挙げて研究に取り組む姿勢が、21 世紀 COE プログラムとそれに続くグローバル COE プログラムの採択等につながったことなどは、高い評価を得ている。さらに、「次世代型スーパースター養成プログラム」に採択されたことにより、将来にわたって、優れた研究者を育成する道が開けたことなどは、優れた成果である。

以上の点について、理学部・理学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、理学部・理学研究院が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、各分野において優れた研究成果が得られており、国際的にレベルの高いジャーナルに発表されている。例えば、ノーベル賞受賞者（Zwail）の提唱したモデルの誤りを指摘した論文、植物の二酸化炭素依存気孔開閉の論文等がある。これらの状況などは、相応な成果である。

以上の点について、理学部・理学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、理学部・理学研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、平成 21 年度グローバル COE プログラム「自然共生社会を拓くアジア保全生態学」の拠点として採択された。この採択は、国際的学術誌（『Science』）に「国際的に前例がない」と紹介された九州大学新キャンパスでの大規模な生物多様性保全事業や、学内プロジェクト「生物多様性の保全と進化に関する研究拠点形成」等を通して、当該プログラムに参加する専攻群の連携体制を整えるなどの研究戦略により達成されたものである。加えて、九州大学全学で施行されている主幹教授の制度や、部局を超えた全学組織として設立された高等研究院に多くの教員が採用されているなど、優れた成果がある。

以上の点について、理学部・理学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、理学部・理学研究院が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年

度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1
期中期目標期間終了時における判定として確定する。